

改正 平成25年8月26日

改正 令和3年10月18日

(目的)

第1条

この要綱は、八王子市図書館条例施行規則(昭和59年八王子市教育委員会規則第8号)第2条第1号コ及び第2号キに基づいて、八王子市図書館(以下「図書館」という。)の資料等をそのままでは利用することが困難な障害者等に対して、対面朗読を行うことにより図書館利用の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条

対面朗読の対象者は次の者をいう。

- 1 視覚障害者。
- 2 その他図書資料をそのままでは利用することが困難な者。

(対面朗読の資料)

第3条

対面朗読に用いる資料は次のものをいう。

- 1 図書館の所蔵する図書資料等とする。
- 2 図書館利用者の所有する資料等とする。

(対面朗読者)

第4条

対面朗読者は東京都又は八王子市が主催する朗読のための研修を修了した者とする。

- 2 対面朗読者は朗読等の際知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(対面朗読の実施)

第5条

対面朗読を受けようとする者は、あらかじめ図書館に申し込むものとする。

- 2 対面朗読の実施場所は、原則として図書館の対面朗読室とする。
- 3 対面朗読は、主に協力者が行うものとする。

(委任)

第6条

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年8月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 10 月 18 日から施行する。